

テーマ：平成23年度補正予算（第2号）案

発表日：2011年7月6日(水)

～平成22年度剰余金を財源とした当面の復旧資金の確保～

第一生命経済研究所 経済調査部

副主任エコノミスト 鈴木 将之 (03-5221-4547)

(要旨)

- 7月5日に平成23年度補正予算（第2号）案が閣議決定された。この目的は、直近の復旧状況などをふまえて、当面の復旧対策の経費を計上したものであり、約2兆円と小規模な補正である。
- 歳出をみると、予算不足に対応するための東日本大震災復旧・復興予備費 8,000 億円、地方交付税交付金 5,455 億円、二重債務問題などを含む被災者支援関係経費 3,774 億円、被災者生活再建支援金補助金 3,000 億円、原子力損害賠償法等関係経費 2,754 億円などが計上されている。これらは、復旧対策において当面必要とされる経費を確保するためのものである。
- 5月2日に成立した補正予算（第1号）と同様に財源は国債に依存していない。今回は、平成22年度決算の剰余金が活用される。本格的な復興対策とみられる第3次補正予算では復興債の発行が必要になる。復興構想会議の提言では、復興債を発行する場合には、市場からの信認をつなぎとめるために、基幹税を中心とした検討、すなわち増税が必要とされている。
- 原発事故の収束など多くの問題があるとはいえ、6月20日に復興基本法が成立するなど、復旧・復興対策に遅れがみられる。そのため、今回の補正予算を早期に成立させ、財源に裏付けられた被災地の復興に資する政策を着実に実行するための本格的な復興対策となる第3次補正予算の編成を急がなければならない。

○復旧のための補正予算第2弾

2011年7月5日に平成23年度補正予算（第2号）案が閣議決定された。これは、4兆円規模の復旧のための補正予算（第1号）に続くものである¹。東日本大震災の直近の復旧状況などをふまえ、当面の復旧対策の経費を計上しており、予算規模は約2兆円と小規模なものである。

歳出の内訳をみると、最大の費目は、東日本大震災復旧・復興予備費 8,000 億円である(資料1)。これは、復旧及び復興に関する経費であって、予見しがたい予算の不足に緊急にあてるためのものとされている。つまり、現時点では使途が必ずしも明確ではないといえる。2番目に大きな費目

資料1 平成23年度補正予算（第2号）案の枠組み（単位億円）

<歳出>		<歳入>	
1. 原子力損害賠償法等関連経費	2,754	1. 前年度剰余金受入	19,988
(1) 原子力損害賠償法 関連経費	2,474	(1) 財政法第6条剰余金	14,533
(2) 原子力損害賠償支援 機構法(仮称)関係経費	280	(2) 地方交付税交付金財源	5,455
2. 被災者支援関係経費	3,774		
(1) 二重債務問題対策関係経費	774		
(2) 被災者生活再建支援金補助金	3,000		
3. 東日本大震災復興対策本部 運営経費	5		
4. 東日本大震災復旧・復興予備費	8,000		
5. 地方交付税交付金	5,455		
合計	19,988	合計	19,988

(出所) 財務省資料

¹ 「平成23年度補正予算案」 *Economic Trends* 第一生命経済研究所（2011年4月25日）を参照。

は、地方交付税交付金 5,455 億円である。これは、被災自治体などの特別な財政需要に対応し、たとえば東日本大震災復旧・復興予備費の使用における地方負担や被災者生活再建支援制度の地方負担に係る積み増し分などに対応するものである。

他には、すでに支給した支援金をふくめ補助率を現行の 50%から 80%に引き上げるための被災者生活再建支援金補助金 3,000 億円や、大震災後大きな問題となっている原子力発電関係として原子力損害賠償法等関係経費 2,474 億円が計上されている。これには、政府補償契約に基づく補償金支払い 1,200 億円、福島県原子力被災者・子ども健康基金 962 億円、放射能モニタリングの強化 235 億円、福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業 50 億円などが含まれている。また、原子力損害賠償支援機構（仮称）への出資金 70 億円を含めた原子力損害賠償支援機構法（仮称）関係経費 280 億円もある。また、事前に注目を集めていたところでは、二重債務問題対策として 774 億円が計上されている。これには、中小企業再生支援協議会を中心とした相談窓口の体制強化 30 億円、利子負担の軽減 184 億円、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 100 億円（1 次補正では 155 億円措置）、被災地域産業地区再整備事業 215 億円（同 10 億円）、水産業共同利用施設の機器等の整備拡充 193 億円（同 18 億円）、医療・福祉施設に対する貸付債権の条件変更の支援強化 40 億円などが含まれている。このように、総じてみれば、復旧事業を進める上で、当面の資金の手当という性格が強いと考えられる。

○財源は平成 22 年度決算の剰余金

一方、財源についてみると、国債発行を見送った点は、年金財源を転用した補正予算（第 1 号）と同様である。今回は、平成 22 年度決算の剰余金が主な財源となっている（資料 2）。

この内訳をみると、平成 22 年度予算において、歳出のうち不用となった 2.1 兆円、歳入では税収増 1.8 兆円、公債金の減少▲ 2 兆円、地方交付税交付金特定財源増 0.5 兆円などによって 1.5 兆円の剰余金が発生する見込みとなっている。

この剰余金に、地方交付税交付金財源の 0.5 兆円を加え、約 2 兆円の財源を確保している。

資料 2 平成 22 年度決算概要（剰余金見込み）（単位億円）

<歳出>		<歳入>	
不用	21,448	税収	18,437
国債費	6,920	法人税	14,786
労働保険特別会計への繰入	2,300	所得税	1,763
各省庁人件費	1,546	税外収入	220
予備費	1,350	返納金	2,717
		日本銀行納付金	-2,841
		公債金	-20,000
		特例国債	-20,000
計(A)	21,448	計(B)	-1,341
歳出計(A)+歳入計(B)=(C)			20,106
地方交付税交付金特定財源増(D)			5,454
財政法第6条の純剰余金(C)-(D)			14,651

（出所）財務省資料

○本格的な復興対策の早期実施へ

本格的な復興対策とみられる第 3 次補正予算では、第 1 次、第 2 次よりも大規模なものとなる見込みである²。そこで、復興事業とともに注目されるのが、裏づけとなる財源である。6 月 25

² 阪神淡路大震災に被害額は 9.6（国土庁）～9.9 兆円（兵庫県）と推計され、復旧・復興の事業費は国費で 5 兆円（平成 6～11 年度、総理府）、民間事業者等の負担も含めれば 16.3 兆円（平成 6～16 年度、兵庫県）とされている。一方、東日本大震災の被害額は、6 月 24 日に公表された内閣府の試算によると、建築物、ライフライン施設や社会基盤

日の第12回東日本大震災復興構想会議で示された『復興への提言～悲慘のなかの希望～』では、「財源の議論なくして復興は語れないし、復興の姿なくして財源の議論も語れない」(p.26)として復興財源について述べている。「既存歳出の見直しなどとともに、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、基幹税を中心に多角的な検討をすみやかに行い、具体的な措置を講ずるべきである」(p.26)と、具体的な表現を避けているものの、所得税などの基幹税の増税が必要だという方向性を示している。この背景には、「先行する需要を賄う一時的なつなぎとして「復興債」を発行する場合には、日本国債に対する市場の信認を維持する観点から、特に重要である」(p.26)という、市場の信認をつなぎとめておくという考えがある。そのため、本格的な復興対策となる第3次補正予算では、復興債発行とともに、その償還計画や所得税などを含む基幹税の増税の工程表を示す必要がある。

一方、6月30日に閣議で報告された「社会保障・税一体改革」では、2010年代半ばまでに消費税率を10%まで引き上げることやうたっている。そのため、短期的な視点にとどまらず、復興対策、財政健全化、社会保障対策などの整合性をとることが必要である。

今後、本格的な復興対策とみられる第3次補正予算と平成24年度予算の編成、平成24年度税制改正などがほぼ同時に進むことになる。原発事故の収束など多くの問題があるとはいえ、6月20日に復興基本法が成立するなど復旧・復興対策に遅れがみられる³。そのため、今回の補正予算を早期に成立させ、財源に裏付けられた、被災地の復興に資する政策を着実に実行するための第3次補正予算の編成を急がなければならない。

施設などの約16.9兆円であり、原子力発電の問題も含めれば復旧・復興対策にはより多くの資金が必要になるだろう。

³ 「一日も早い復旧・復興のための立法措置を」Economic Trends 第一生命経済研究所(2011年4月21日)を参照。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。